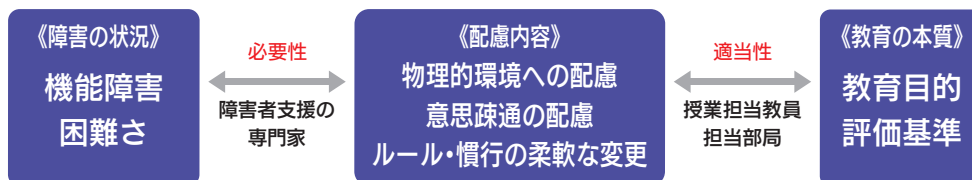


合理的配慮

合理的配慮とは？

改正障害者差別解消法に基づき「合理的配慮」は法的義務です。合理的配慮とは、障害のある学生の平等な学修機会を確保するために教育の本質を保ちつつ、過重な負担を伴わない範囲で、大学が個人に合わせて必要かつ適切な変更や調整をすることです。

障害の状況（機能障害や困難さ）から見た配慮の必要性については、根拠資料（①診断書 ②障害者手帳 ③心理検査等の結果 ④過去の配慮実績）をもとに障害者支援の専門家が判断します。教育の本質から見た配慮の適当性については、担当部局や授業担当教員が判断します。



障害の範囲

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の職員等及び学生、その他本学が行う教育研究等の活動全般に参加するすべてのもの

社会的障壁

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行及び観念その他すべてのもの

合理的配慮のポイント

①建設的対話の徹底

合理的配慮の内容は、障害のある者と大学側が話し合い（建設的対話）を行い、合意形成の上、決定します。建設的対話においては障害のある者の意思決定を重視し、障害のある者への意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容を決定することは避けなければなりません。

また配慮の内容について、均衡を失するまたは過重な負担が生じる内容がある場合には、その旨を障害のある者に伝えた上で、代替手段を検討します。

過重な負担とは、下記の①～④が含まれます。過重な負担により、合理的配慮が行えない場合には、その旨の説明責任が発生します。

- ①教育・研究その他本学が行う活動への影響の程度
- ③費用・負担の程度

- ②実現可能性の程度
- ④本学の規模、財政・財務状況

②ダブルスタンダードの不可

合理的配慮は、学修の「機会の均等」を保障し、学修目標へ到達するための「方法の変更や調整」をすることを指します。そのため、評価基準そのものを変更したり、評価を甘くしたりする対応は、合理的配慮には当たりません。それらは結果的に、障害の有無によって別の基準で成績を判断する「ダブルスタンダード」を生じさせ、教育の本質の観点からも適切とは言えません。

〈合理的配慮に該当しない例〉

例：全員が受けることになっている試験を障害のある学生は受けない 等

【参照先】日本学生支援機構 ホームページ

平成26年度「教職員のための障害学生学修支援ガイド」
の見直しに係る協力者会議」1（4）



③個人情報取り扱いの確認

障害のある者の許可なく、障害の有無や合理的配慮の内容について、第三者に口外することはありません。配慮を実施するにあたって、もし、第三者への説明が必要な場合には、障害のある者にその旨を伝えた上で、どのように伝えるかを障害のある者と検討します。

合理的配慮提供の流れ-1

障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1 学生による合理的配慮の申請

障害のある学生は、Webシステムにて申請を行う。学生は必要に応じてキャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談する。相談を受けたインクルージョン支援推進室は、学生と面談を実施する。

2 インクルージョン支援推進室による必要性判断

インクルージョン支援推進室は、申請について、障害の状況（機能障害や困難さ）および社会的障壁からみた合理的配慮の必要性の判断を行う。

3 部局による適当性事前確認

監督責任者（部局長等）は申請について、適当性事前確認を行う。なお、監督責任者（部局長等）の事前確認は部局の実情に合わせて省略することができる。

4 配慮提供者による適当性判断

合理的配慮を提供する職員や授業担当教員（以下、「配慮提供者」という。）は、申請について、教育の本質からみた合理的配慮の適当性の判断を行う。その際、「要検討」または「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。

5 建設的対話

配慮提供者は、申請について建設的対話を必要とする場合には、その旨を学生に通知する。学生は、④適当性判断の結果を確認し、建設的対話を必要とする場合は、その旨を配慮提供者に通知する。建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に関する合意形成をする。学生が部局担当者の同席を希望している場合は、部局担当者は建設的対話に同席する。建設的対話の実施にかかる日程調整および建設的対話の記録は、原則として部局担当者または学生が行う。建設的対話により合意形成がされなかった場合は、学生は部局担当者を介して監督責任者（部局長等）へ連絡する。各部局は実情に合わせて検討チーム等を組織し、すみやかに両者の意見を調整する案を提示する。

6 監督責任者（部局長等）による合理的配慮の必要性・適当性の最終確認

監督責任者（部局長等）は、学生と配慮提供者とで合意された合理的配慮について最終確認を行い、配慮提供者に指示する。最終確認が行われた日をもって最終合意形成日とする。

7 合理的配慮の提供

配慮提供者は、⑥で確認された合理的配慮の提供を行う。なお、配慮提供者は、必要な準備等がある場合は、部局担当者等と協議し、合理的配慮の提供を行う。

8 部局での対応が困難な事案の報告相談

部局での対応が困難な場合、監督責任者（部局長等）は、総括監督責任者（担当理事）に相談する。学生支援課を窓口とし、総括監督責任者は、学生支援課に指示等を行う。学生支援課は、財務部、施設部等との連携を図り、合理的配慮の実施に向けた調整等を行う。総括監督責任者は、障害者支援推進委員会に附議し、対応について検討した後、決定した合理的配慮等を監督責任者（部局長等）に通知する。

9 不服申立

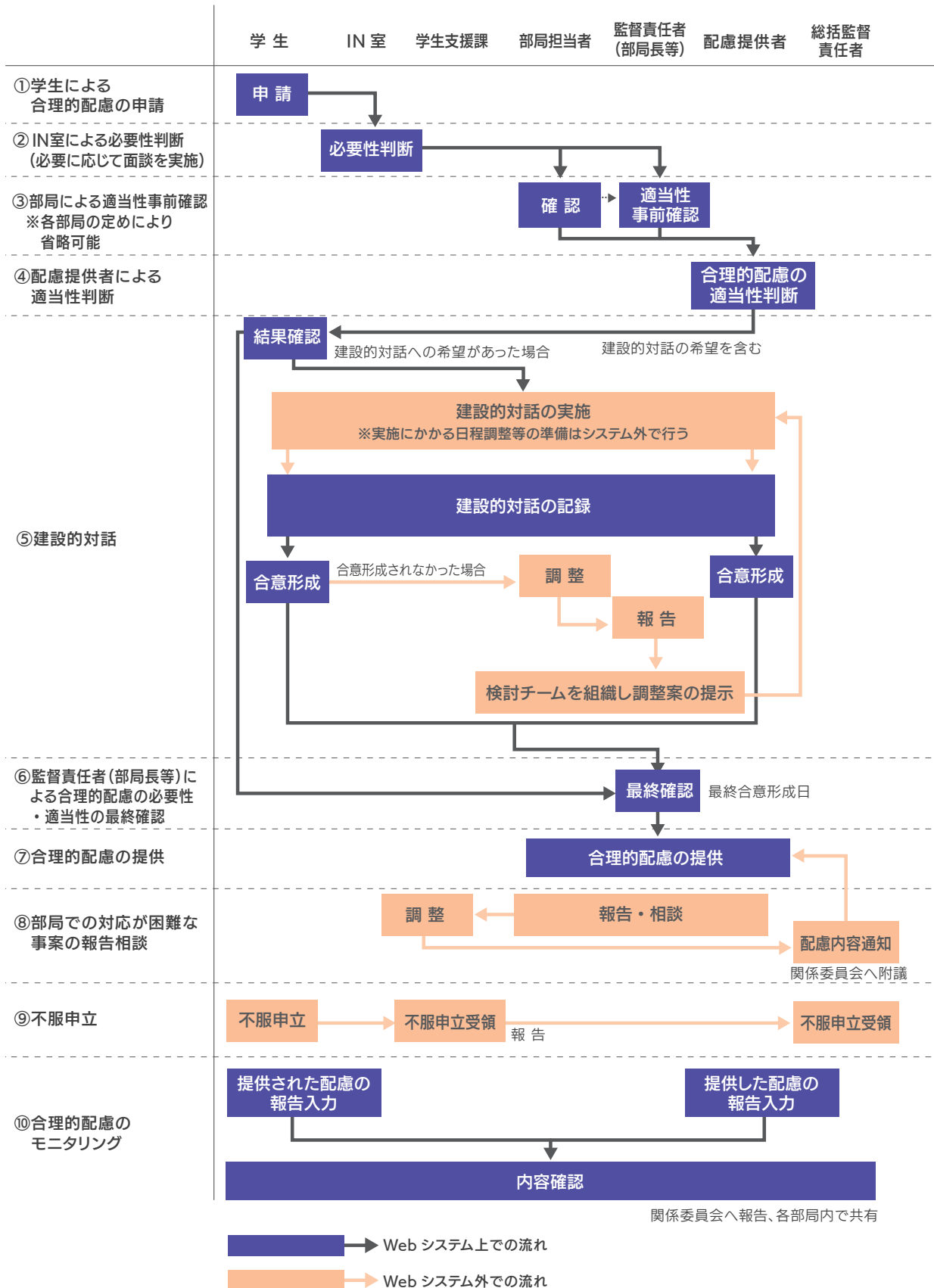
学生は、合理的配慮の実施にあたって不服がある場合は、学生支援課を窓口とし、総括監督責任者（担当理事）あてに申し立てることができる。

10 合理的配慮のモニタリング

総括監督責任者（担当理事）は学生や配慮提供者に対し、モニタリングを実施し、障害者支援推進委員会で報告する。また、必要に応じて教育企画委員会においても報告する。障害者支援推進委員会委員は、各部局において報告内容を情報共有する。

合理的配慮提供の流れ-2

九州大学における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ図



合理的配慮 Web システム
URL: <https://rasys.kyushu-u.ac.jp>

